

知床世界自然遺産条例案（仮称）骨子についての意見募集結果

平成28年2月26日

知床世界自然遺産条例案（仮称）骨子について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、16人、6団体から、延べ67件のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

○「目的」について（2件）

意見の概要	意見に対する道の考え方（※）
条例の適用地域について、遺産地域だけでなく、遺産地域内に生息する野生鳥獣の生態系等に影響を及ぼす遺産地域の隣接地についても、本条例で自然環境の保全や適正な利用を推進する地域としていただきたい。 【同趣旨の意見 ほか1件】	遺産地域の生態系等に影響を及ぼす隣接地も遺産地域と一体として保全する必要がありますので、定義規定において、当該隣接地も、本条例の対象としました。 A

○「基本理念」について（3件）

意見の概要	意見に対する道の考え方
知床の顕著な普遍的価値（世界的にも類いまれな生態系や生物多様性があること）に対する道民等の理解の増進が図られる必要があることを理念に入れていただきたい。	「道民等の役割」及び「基本的施策」において同様の趣旨を盛り込んでいますが、関係者が共有すべき「基本理念」においても、知床の顕著な普遍的価値に対する道民等の理解の増進が図られる必要があることを追記しました。 A
自然環境の保全のための理念が目立つので、エコツーリズムを促進する理念も掲げていただきたい。	本条例は、自然環境の保全と適正な利用を図ることを目的とするものでありますので、適正な利用が図られるよう、基本理念において、エコツーリズムの推進を追記しました。 A
知床の取組が先進的なモデルとなり、道内はもちろん、道外の他地域にも貢献する役割を果たすという理念も入れていただきたい。	道内外の他地域における模範となるよう、知床世界自然遺産において先進的な取組が推進される必要があることを追記しました。 A

○「道の責務」について（13件）

意見の概要	意見に対する道の考え方
道は、環境省や林野庁と共に、遺産管理者となっているので、「遺産管理者の一人としての責務があること」を明確に規定していただきたい。	道は、国と共に遺産地域の自然環境の保全及び適正な利用を推進する責任がある旨を追記しました。 A
遺産地域の隣接地においても、自然環境の保全等を行う責務があることを規定していただきたい。 【同趣旨の意見 ほか1件】	「道の責務」は従前どおりの記載としていますが、定義規定において、隣接地を含めたことによって、道は、隣接地の保全等を行う責務があることを明確にしました。 A
道は、国に対して援助を求めたり、提言を行うことが記載されているが、国と道は連携・協力する関係なので、このような表現は不適切である。 【同趣旨の意見 ほか2件】	「国に対して援助を求める」等の記載を削除し、国と連携して自然環境の保全等を推進する旨を追記しました。 A

意見の概要	意見に対する道の考え方
国、関係市町村、関係団体等で構成される会議において合意された事項を尊重する規定において、当該会議に専門家が入っていることを明確にすべき。	当該会議の構成員の例示として、「学識経験を有する者」を加えるよう修正しました。 A
道は、自然環境の保全と利用の両立に向けた関係者間の調整役を務める責務があることを規定していただきたい。	道は、保全に取り組む者や自然環境を利用して事業活動を行う者等の関係者間の意見調整に努めることを、基本的施策において追記しました。 A
道は、より積極的に知床の保全などを推進する責務があることを規定していただきたい。 【同趣旨の意見 ほか1件】	道は、本条例に基づき、今後とも、知床の保全等を積極的に推進します。 C
知床五湖の遊歩道など、道の施設等の保安全管理に万全を尽くす責務があることを規定していただきたい。	知床世界自然遺産の保全等に資する施設等については、今後とも、その適切な管理に努めていきます。 C
遺産地域内は、国が所管する国立公園等に指定されており、国が自然環境の保全等を行っているので、道は、特に遺産地域の隣接地において、自然環境の保全等を行うことを規定していただきたい。 【同趣旨の意見 ほか1件】	道は、国等の関係行政機関・団体と連携しながら、遺産地域と隣接地を一体として、自然環境の保全等を推進します。 D

○「関係団体の役割」について（1件）

意見の概要	意見に対する道の考え方
公益財団法人知床財団を想定している規定と考えられるが、同財団以外でも、知床世界自然遺産の自然環境の保全に資する取組を行っている法人や団体は、この規定の対象としていただきたい。	定義規定の「関係団体」では、知床に関して、自然環境の調査研究や普及啓発など、保全に関する取組を行う団体等が広く含まれることが明確になるよう修正しました。 A

○「道民等の役割」について（4件）

意見の概要	意見に対する道の考え方
道民等の義務として理解を深めるべき対象は、「遺産に登録された意義」ではなく、「遺産の顕著な普遍的価値（生態系・生物多様性）」である。	「遺産に登録された意義の理解を深めること」は、「遺産の顕著な普遍的価値」を含めた趣旨であります。また、「遺産の顕著な普遍的価値に対する理解を深めること」のように修正しました。 A
環境基本条例、生物多様性保全条例などの自然環境に関する道条例がある中で、知床に特化した条例を制定するので、道民等の義務について、従来の条例の義務よりも厳しい内容を規定しないと意味がない。 【同趣旨の意見 ほか1件】	「道民等の役割」において、関係行政機関等が定めた遵守事項（自主ルール）を遵守する義務を追記しました。 A
遺産地域やその周辺地域の住民の義務として、日常生活において自然環境に配慮する旨が記載されているが、これら住民は、遺産登録前から自然環境に配慮して生活しているので、今更、そのような義務を記載する必要はないのではないか。	知床の保全や適正な利用に関する主体として、住民は、道や国などと同様に大きな位置を占めていますので、その役割などを盛り込んでいます。 D

○「知床世界自然遺産地域管理計画等に基づく施策の推進」について（1件）

意見の概要	意見に対する道の考え方
「知床世界自然遺産地域管理計画に基づき施策を推進」と記載されているが、この計画に基づき定められた「海域管理計画」、「エコツーリズム戦略」等にも基づいて施策を推進することを明確にすべき。	知床世界自然遺産地域管理計画に基づき定めた他の計画等を含むことが明確となるよう修正しました。 A

○「施策の立案等における配慮等」について（2件）

意見の概要	意見に対する道の考え方
「道は、知床世界自然遺産の開発、整備等の施策を策定・実施する際に自然環境に配慮する」という記載があるが、遺産地域は保全すべき地域であり、「開発」という表現は馴染まない。	観光施設の設置や道路の改修などを想定して「開発、整備等」としていましたが、「道は、知床世界自然遺産に関する施策・事業の立案・実施に当たっては、自然環境に配慮する」のように修正しました。 A
定期的に、実施した施策を点検することが記載されているが、現在老朽化している遊歩道や看板類等に対する点検結果は、どのようなものになると考えているのか。	この規定は、定期的に、知床世界自然遺産に関する施策全般を対象に、見直しが必要か否かを検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めることを定めるものです。 E

○「体制の整備」について（3件）

意見の概要	意見に対する道の考え方
必要な体制を整備することが記載されているが、知床世界自然遺産地域連絡会議等の会議があるので、新たな協議機関等を作る必要はない。 【同趣旨の意見 ほか1件】	この規定は、既存の連絡会議等を含めて、必要に応じて体制整備を図っていく旨を規定するものです。 B
体制の整備として、道職員を適正に配置することを明確に規定していただきたい。	道職員配置などは、この条例の規定には馴染みませんが、今後とも検討してまいります。 C

○「関係市町村等に対する支援」について（1件）

意見の概要	意見に対する道の考え方
市町村が実施する施策の支援に努めることが記載されているが、地元町に対する「地域づくり総合交付金」の交付額の増額はあるのか。	知床世界自然遺産の保全等に資する生活環境整備・地域づくり事業や観光レクリエーション事業などは、交付金の対象となっています。 E

○「道民等の理解の増進等」について（4件）

意見の概要	意見に対する道の考え方
「遺産に登録された意義や自然環境の保全等に対する道民等の理解の増進を図るため、遺産地域への来訪を促進するための措置を講じる」のように記載されているが、「道民等の理解の増進」と「来訪の促進」はそれぞれ大事な項目なので、別々に規定すべき。	「道民等の理解の増進」と「来訪の促進」とを別の施策として、それぞれ記載しました。 A
外国人に対する施策について規定すべき。	来訪者に対する施策について、国外からの来訪者も対象であることを追記しました。 A
現在、道の事業執行において、来訪促進の観点で欠落している。条例で、来訪を促進する施策を規定すべき。	来訪を促進するための措置を講じていることを記載しています。 B

意見の概要	意見に対する道の考え方
来訪を促進する措置を講じることが記載されているが、具体的な施策を記載すべき。その際、子供達に対するものと国外に対するものを含めるべき。	個々の具体的な施策は条例の規定には馴染みませんが、子供達や国外に対する施策については、今後、検討してまいります。 C

○「担い手の確保及び育成」について（4件）

意見の概要	意見に対する道の考え方
多言語対応のガイドを育成するのは大事。	海外からの利用者が、年々、増えてきており、道においても、ご意見と同じように考えています。 C
地元の教育は地元でできるので、道内広い地域や札幌方面で、教育活動に取り組んでいただきたい。	道においては、引き続き、広く環境教育などの普及啓発に取り組んでまいります。 C
世界自然遺産として認められた顕著な普遍的価値（生態系・生物多様性）だけでなく、更なる自然的・文化的価値を掘り起こし、この保全に携わる人材の育成を図るべき。	ご意見は、今後、道の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。 C
担い手を育成・活用する施策は、何を想定しているのか。	地域のリーダー的な担い手やエコツアーガイドの確保・育成の取組への支援などを想定しています。 E

○「関係法令等に基づく措置」について（1件）

意見の概要	意見に対する道の考え方
「関係法令を利用した措置を講じる」という記載があるが、このような措置によって前進可能な課題は多数あるので、次々と措置を講じるよう強く望む。	道では、この条例に基づく施策に加え、関係法令の措置を活用しながら、知床世界自然遺産の保全等に努めます。 C

○「財政上の措置」について（1件）

意見の概要	意見に対する道の考え方
この条例の施策を実行するためには、すべて財政上の措置が必要となるが、努力義務的な書きぶりでは、達成されないのではないか。	具体的な予算措置は、毎年度検討していくこととなりますので、今後とも、必要な予算の確保に努めます。 E

○条例に盛り込む施策について（1件）

意見の概要	意見に対する道の考え方
この地域の取組を他地域へも波及させる施策について規定していただきたい。	本条例は、知床世界自然遺産に関わるものであり、ご意見は、今後の道の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。 C

○文言整理について（3件）

意見の概要	意見に対する道の考え方
国や道で策定している「知床世界自然遺産地域管理計画」の記載を踏まえ、「陸域及び海域における取組が総合的に行われること。」を「陸域及び海域における取組が総合的及び統合的に行われること。」と修文されたい。	「知床世界自然遺産地域管理計画」の記載に合わせて、修正しました。 A

意見の概要	意見に対する道の考え方
文意を整理するため、「原生的な自然環境が保全されている地域と人為的な活動が行われつつ、自然環境の状態が維持されている地域との区分の下に行われること。」の読点を削除されたい。	ご意見のとおり修正しました。
「原生的な自然環境が保全されている地域と人為的な活動が行われつつ、自然環境の状態が維持されている地域」は、「原生的な自然環境が維持されている地域と人為的な活動が行われつつ、自然環境の状態が保全されている地域」とすべき。	この表現は、国や道で策定している「知床世界自然遺産地域管理計画」の記載に合わせたものであり、ご意見の趣旨と同様のものと考えています。

○その他意見等について

「世界自然遺産・知床の日（仮称）」について（8件）

意見の概要	意見に対する道の考え方
自然遺産として登録することが決まった7月17日という日には、あまり意味がないので、知床が世界自然遺産として評価された生態系と生物多様性を支える流氷にちなんだ日（流氷の着岸日の平均日など）や、覚えやすい語呂合わせの日（4月15日）の方が良い。 【同趣旨の意見 ほか6件】	「世界自然遺産・知床の日（仮称）」の制定は、本条例に規定するものではありませんが、今後の検討に当たって、参考とさせていただきます。
道民の皆さんに知床を知ってもらうためには、「知床の日」と合わせて、何か知床について考えてもらう機会を提供する必要がある。	ご意見は、本条例に基づく施策を推進していく上での参考とさせていただきます。

条例制定後の施策の推進について（11件）

意見の概要	意見に対する道の考え方
条例を制定して終わりとならないよう、制定後のビジョンを示すとともに、本条例を活かせるよう最大限努力していただきたい。 【同趣旨の意見 ほか3件】	ご意見は、本条例に基づく施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
条例の内容について、小中学生や外国人にもわかりやすい普及啓発をお願いします。	ご意見は、本条例に基づく施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
知床五湖や羅臼温泉園地の遊歩道について、破損、腐敗等が生じているので、優先して整備するとともに、台風による倒木等でクローズすることがないように、維持・整備に努めていただきたい。 【同趣旨の意見 ほか3件】	ご意見は、本条例に基づく施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
ヒグマ、エゾシカ、シマフクロウなどの野生生物管理計画を考えるなら、さらに広域の自治体を含めた管理計画を策定することが求められる。これには、自然と人間社会の共生を目的とするユネスコの生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）が定める3つの地域設定（核心地域、緩衝地域、移行地域）が有効である。	ご意見は、本条例に基づく施策を推進していく上での参考とさせていただきます。

意見の概要	意見に対する道の考え方
地元町が行っている広域的な連携に対する支援の考えはあるのか。また、道として、知床世界自然遺産の保全等のために、どのように広域的な協力を進めていくのか。	道は、関係町等と連携しながら、広域的に連携した様々な取組を行っていくこととしており、必要に応じて、当該関係町等に対する支援も行います。 E

その他（4件）

意見の概要	意見に対する道の考え方
国には、どのような責務等が発生するのか。	本条例では、直接的に国に責務を課す規定はありませんが、道は、国も含めた関係行政機関等と連携して知床世界自然遺産の保全等を推進していく必要があることを規定しています。 E
保全すべき自然遺産である知床においてエコツーリズムを推進している理由を皆さんが理解できるよう、条例の解説資料などに、国際自然保護連合（IUCN）からエコツーリズムを推進するよう勧告を受けていることの説明を記載すべき。	条例本文ではありませんが、本条例の解説資料において、ユネスコ世界遺産センター及びIUCNによる現地調査報告書に記載されたエコツーリズムを推進すべきという勧告の内容等を記載します。 E
条例の解説資料において、「道民等の役割」の例示として「野生動物の接触等を行わない」とあるが、その対象が主にヒグマであることを明示していただきたい。	条例本文ではありませんが、本条例の解説資料において、本条例に定める「道民等の役割」の具体例である「野生動物の接触等を行わない」の対象が、ヒグマやエゾシカなどであることを例示します。 E
ガイドが、サービスの一環で、自社の車にお客さんを乗せて移動できる特区等の扱いができないか。	「ガイドによるお客さんのサービス送迎」は、平成27年4月から、道路運送法の特例として、一定の要件（道アウトドア優良事業者の認定を受けること）を満たせば可能となっています。 E

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

区 分		件数
A	意見を受けて案を修正したもの	23件
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの	4件
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの	28件
D	案に取り入れなかったもの	3件
E	案の内容についての質問等	9件
合 計		67件

問い合わせ先
環境生活部環境局生物多様性保全課(自然公園グループ)
電話 011-231-4111 (内線24-357)

□□□□ …… 知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議からの意見